

沼津市下水道条例の一部改正について

沼津市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市下水道条例の一部を改正する条例

沼津市下水道条例（昭和53年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「が専属する業者」を「を選任した業者」に改める。

第11条第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第8号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

国の技術的助言である標準下水道条例の一部改正に伴い、排水設備の工事を施行する業者に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。